

事例番号:380085

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 39 週 2 日 妊婦健診で異常なし

妊娠 39 週 3 日頃 胎動減少の自覚あり

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 4 日

3:05 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 4 日

3:07- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線頻脈、基線細変動減少、一過性頻脈消失、繰り返す軽度遅発一過性徐脈あり

4:50 胎児機能不全のため母体搬送により当該分娩機関入院

7:46 胎児機能不全により帝王切開で児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で臍帯炎 1 度 (Redline 分類)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 4 日

(2) 出生時体重:2400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.22、BE -5mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 低出生体重児、重症新生児仮死、新生児遷延性肺高血圧症

(7) 頭部画像所見:

生後 9 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

**6) 診療体制等に関する情報**

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ:看護師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 39 週 2 日の外来受診後から妊娠 39 週 4 日陣痛発来で入院するまでのどこかで生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで持続したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、胎盤機能不全または臍帯血流障害、あるいはその両者の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染および生後の遷延した呼吸循環不全が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

**3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)**

**1) 妊娠経過**

妊娠中の管理は一般的である。

**2) 分娩経過**

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠 39 週 4 日の妊産婦からの電話連絡への対応 (破水・性器出血・胎動の有無を確認し、子宮収縮の増強時に再度電話をする

- よう指示)は一般的である。
- (2) 妊娠 39 週 4 日入院後の対応(内診、分娩監視装置装着、血管確保)は一般的である。
  - (3) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応(遅発一過性徐脈様に胎児心拍数低下、一過性頻脈なしと判読し、医師へ報告、妊産婦および家族へ説明後に当該分娩機関へ母体搬送)は一般的である。
  - (4) 当該分娩機関における母体搬送受け入れによる入院時の対応(血液検査実施、超音波断層法実施、内診実施、術前検査実施、分娩監視装置装着)は一般的である。
  - (5) 入院以降、分娩監視装置による連続監視を行いながら 7 時 5 分に胎児機能不全のため緊急帝王切開決定としたことは選択肢のひとつである。また、入院以降の胎児心拍数陣痛図の判読所見について診療録に記載がないことは一般的ではない。
  - (6) 帝王切開決定から 41 分で児を娩出したことは一般的である。
  - (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
  - (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)、および NICU へ入室は一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

- ア. 分娩監視装置を装着した場合は、定期的に胎児心拍数波形について評価を行い、診療録に記載することが望まれる。
- イ. 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、分娩に携わる全ての医師、助産師、看護師等が、胎児心拍数陣痛図を正確に判読し、対応でき

るよう研鑽することが望まれる。

## 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

### (1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】妊産婦を胎児機能不全で母体搬送とした後に、出生後の情報などより、児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

### (2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

### (1) 学会・職能団体に対して

なし。

### (2) 国・地方自治体に対して

なし。